

### 基準3（危険住宅の移転のための住宅）

市街化区域又は市街化調整区域に現に存する居住の用に供する建築物を、現居住地内での改善が困難なため移転しようとする場合で、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 市街化区域又は市街化調整区域内で当該建築物が建築基準法第39条第1項の災害危険区域、地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域にある場合。
- (2) 市街化区域又は市街化調整区域内でがけ崩れ等による災害を防止する目的で法律等の定めるところにより勧告、命令を受けた場合。

平成12年 4月27日	平成12年度第1回開発審査会承認済
基準適用年月日	平成12年 4月 1日

#### ア 添付図書

当基準該当については、次に掲げる添付図書により判断する。

- ① 理由書
- ② (1)に該当するものについては、位置図（各規制区域と現住宅の位置関係を示すこと。）
- ③ (2)に該当するものについては、勧告若しくは命令書の写し
- ④ 現住宅の平面図